

# 令和6年5月定例会 資料

長浜市教育委員会

# 令和6年5月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和6年5月21日（火） 午後1時30分～  
長浜市役所5階 教育委員会室

## 1. 開 会

## 2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認  
4月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第16号 議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議案第17号 長浜市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

議案第18号 学校運営協議会委員の任命について

日程第5 協議・報告事項

(1) 長浜市就学前教育カリキュラム【改訂版】の完成について

日程第6 その他

## 3. 閉 会

令和6年6月教育委員会定例会開催日程 6月21日（金）午後1時30分～

# 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

議案番号：第17号

件 名：長浜市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

## 第1 提出理由

地域と学校の連携と協働を進め、地域全体で子どもの「生きる力」を育むため、社会教育法に基づき、教育委員会が委嘱する地域学校協働活動推進員に関する必要事項を定めるもの。

## 第2 要点

地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、地域と学校との情報共有や連絡調整、活動の企画立案などのコーディネートを行う人材を、法に位置付けられた「地域学校協働活動推進員」として委嘱を行う。当該学区の学校長の推薦により教育委員会が委嘱を行い、委嘱を受けた日からその日の属する年度の末日までを任期とする。

## 第3 施行期日

令和6年5月21日から施行する。

長浜市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

長浜市地域学校協働活動推進員設置要綱を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和6年5月21日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の7第1項に基づき長浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進員は、法第5条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図り、地域学校協働活動を円滑かつ効果的に推進することを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、長浜市立の各小・中・義務教育学校区（以下「学校区」という。）に推進員を置くことができる。

(定数)

第4条 推進員の数は、地域の実情を考慮のうえ、各学校区1名程度を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない。

(資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学校区の学校長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(委嘱期間及び委嘱の解除)

第6条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる

場合

- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合  
(活動内容)

第7条 推進員の活動内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動
- (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

(守秘義務)

第8条 推進員は、教育委員会又は学校の許可があった場合を除き、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、推進員の委嘱期間終了後も同様とする。

(会議)

第9条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じて会議を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動や教育課題等についての情報交換に関すること。
- (2) 地域の教育課題等についての研究・協議・提言等に関すること。
- (3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(服務)

第10条 推進員は、次の各号に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) 関係法令およびこの要綱の規定に遵守すること。
- (2) 推進員の職の信用を傷つけ、またはその職全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- (3) その職務上の地位をこの要綱に定める目的以外に利用しないこと。

(事務局)

第11条 推進員及び会議の庶務は、教育委員会事務局教育指導課及び市民協働部生涯学習課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進員が活動に要する経費その他推進員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年5月21日から施行する。

学校運営協議会委員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第2項及び長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成23年長浜市教育委員会規則第2号）第6条の規定に基づき、学校運営協議会委員を次のとおり任命することについて、教育委員会の議決を求める。

令和6年5月21日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

任命

学校名	区分	氏名	備考
長浜市立長浜小学校	地域住民	磯崎 真一	新規

任期は、令和6年5月21日から令和7年3月31日までとする。

<追加前>

番号	学校名	人数	区分	氏名
11	長浜市立長浜小学校	9	対象学校の運営に資する活動を行う者	竹花 佑介
	長浜市立長浜小学校		地域住民	佐藤 泉
	長浜市立長浜小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	尾崎 栄治
	長浜市立長浜小学校		地域住民	杉本 義明
	長浜市立長浜小学校		地域住民	鈴木 厚志
	長浜市立長浜小学校		地域住民	北村 健太郎
	長浜市立長浜小学校		保護者	西川 雅英
	長浜市立長浜小学校		保護者	大音 貴司
	長浜市立長浜小学校		保護者	國友 健治

<追加後>

番号	学校名	人数	区分	氏名
11	長浜市立長浜小学校	10	対象学校の運営に資する活動を行う者	竹花 佑介
	長浜市立長浜小学校		地域住民	佐藤 泉
	長浜市立長浜小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	尾崎 栄治
	長浜市立長浜小学校		地域住民	杉本 義明
	長浜市立長浜小学校		地域住民	鈴木 厚志
	長浜市立長浜小学校		地域住民	北村 健太郎
	長浜市立長浜小学校		保護者	西川 雅英
	長浜市立長浜小学校		保護者	大音 貴司
	長浜市立長浜小学校		保護者	國友 健治
	長浜市立長浜小学校		地域住民	磯崎 真一

## 長浜市就学前教育カリキュラム【改訂版】の完成について

### 1. 改訂の趣旨

本市では、平成28年7月に「長浜市就学前教育カリキュラム」を策定し、就学前教育において生涯にわたって必要とされる「生きる力」の土台となる「生きる力の基礎」を育成することや、0歳児から5歳児までの子どもの発達に応じた経験させたい内容を全市共通のものとして具体的に示してきました。

一方、国においては、平成30年度から令和3年度にかけて「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」、「小学校学習指導要領」及び「中学校学習指導要領」が改訂され、乳幼児期からの育みたい資質・能力について、一本化して記載されたことをはじめ、就学前教育における人格形成の基礎の育成がますます重要と示されました。

本市においても、国の改訂の趣旨を踏まえ、教育・保育実践の方向性を示すと共に、本市で大切にしているポイントを明示することで質の高い就学前教育の推進を目指すものです。

### 2. 「長浜市就学前教育カリキュラム」の改訂の要旨

質の高い就学前教育の推進を図るために今回の改訂では「長浜市就学前教育カリキュラム」に次の4点を記載することで、保育者がカリキュラムに対する理解を深め、日々の教育・保育の実践につなげようとするものです。

- ①「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」の改訂又は改定の内容を分かりやすくカリキュラムに記載しました。
- ②長浜市が大切にしたい教育・保育のポイントを記載しました。(豊かなことばを育む保育、園小接続)
- ③カリキュラム改訂委員会で検討した現カリキュラム「保育の重点」を具体化した内容を記載しました。
- ④令和4,5年度研究内容を記載しました。(豊かなことばを育む実践事例、自己評価項目、園小接続カリキュラム例)

### 3. これまでの取組みと今後のスケジュール

令和4年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・カリキュラム改訂委員会の開催（3グループ各6回）</li><li>・豊かなことば育成事業（指定園による研究）</li></ul>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・カリキュラム改訂委員会の開催（3グループ各6回）</li><li>・豊かなことば育成事業（指定園による研究 2年次）</li><li>・園小中接続協議会の開催、園小接続研修会の開催</li><li>・園小接続カリキュラム作成 ※教育センター事業（北郷里幼稚園・さくらんぼ保育園・北郷里小学校）</li><li>・教育委員会3月委員協議会への報告</li><li>・長浜市就学前教育カリキュラム【改訂版】（素案）に係る意見照会 → 意見なし</li></ul>
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育委員会5月定例会への報告</li><li>・8月初旬長浜市就学前教育カリキュラム【改訂版】の発行</li><li>・8月7日（水）長浜市就学前教育研修会の開催（長浜市就学前教育カリキュラム【改訂版】の周知等）</li></ul>

長浜市  
就学前教育カリキュラム構造図

【長浜子育て憲章 ～めざす子ども像～】  
 一 夢や目標をもち、それに向かって努力する子  
 一 思いやりのある心のやさしい子  
 一 心るさを愛し、誇りをもって生きる子

(小学校以降) 生きる力

園 小 接 続

【育みたい資質・能力】

・知識及び技能の基礎 ・思考力、判断力、表現力等の基礎 ・学びに向かう力、人間性等

【就学前教育目標】

健やかで心豊かな子ども ～生きる力の基礎を身に付けた子どもの育成～

【就学前教育 ～めざす子ども像～】

- ◆身近な自然や事象に興味や関心をもち、自分で考え、意欲的に学ぼうとする子ども
- ◆思いやりの心をもち、友達と協力して物事をやり遂げようとする子ども
- ◆健やかな心と体をもち、自分でできることは自分でしようとする子ども

【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】

- ◆健康な心と体 ◆自立心 ◆協同性 ◆道徳性・規範意識の芽生え ◆社会生活との関わり
- ◆思考力の芽生え ◆自然との関わり・生命尊重 ◆数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- ◆言葉による伝え合い ◆豊かな感性と表現

